

差 止 請 求 書

2021年（令和3年）12月6日

東京都八王子市みつい台二丁目2番8号

株式会社ジェネシスジャパン

代表取締役 田中康之 様

東京都千代田区六番町15番地

主婦会館プラザエフ6階

適格消費者団体・特定非営利活動法人

消費者機構日本

代表理事 佐々木 幸孝

連絡先（事務局）：倉岡

電 話 03-5212-3066

F A X 03-5216-6077

私ども消費者機構日本（以下「当機構」といいます。）
は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為
の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害

の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律家並びに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

当機構は、貴社に対し、昨年11月24日付けで、消費者契約法第12条に基づき、申入れを文書にて行い、貴社との間で、オンラインや書面のやり取りにより協議を行ってきましたが、貴社からは申入れの一部について応じていただけませんでした。

そこで、当機構は、貴社に対し、消費者契約法第41条第1項の請求として本差止請求書を送付いたします。つきましては、本差止請求書に対して、本書到達後1週間以内に、本書に従い是正したことが確認できる文書による回答をお願いいたします。

なお、本書到達から1週間経過後に、貴社の是正措置が確認できなかった場合には、当機構は貴社に対して差止請求訴訟を提起することができます。

また、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

I. 請求の要旨

- 1 貴社は、消費者との間で、建物改修工事請負契約を締結するに際し、下記内容の意思表示を行わないこと

記

消費者が請負代金を支払期限までに支払わないことにより貴社が契約を解除した場合、消費者が貴社に対し、保険会社より支払われた保険金の15%を違約金として、さらに保険金の20%を調査見積費用として支払うものとするとの意思表示

- 2 貴社は、前項の意思表示が記載された契約書、約款その他一切の表示を破棄すること

- 3 貴社は、その従業員らに対し、1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の契約書、約款その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとること

をそれぞれ請求します。

II. 紛争の要点

- 1 解除に伴う損害賠償額の予定及び違約金の定めが消費者契約法第9条第1項に違反すること

(1) 貴社は、「火災保険の達人」というインターネット
サイトにおいて、「火災保険適用で屋根・雨樋・外壁
を実質負担0円で修理します」などと勧誘して、同工
事に関し、消費者との間で、消費者が加入している火
災保険で保険金が支払われることを前提にして工事を
請け負う内容の建物改修工事請負契約（以下「本件契
約」といい、契約書を「本件契約書」といいます。）
を締結しています。そして、本件契約書では、下記の
とおり定められています。

記

ア 「工期 着手 乙（貴社）に工事代金が入金され
てから30日以内」（4項）

イ 「支払方法 保険会社より甲（消費者）に保険金
が支払われた場合、甲（消費者）は乙（貴社）に上
記5の請負代金額を受領後7日以内に支払うものと
する。」（7項）

(2) さらに、本件契約書添付の建物改修工事請負契約約
款（以下「本件約款」といいます。）第11条第2項
では、下記のとおり定められています。

記

「クーリングオフが適用される場合を除き、甲（消費者）が建物改修工事請負契約書第7項の支払期限までに履行しないことにより乙（貴社）が本契約を解除した場合は、保険会社より支払われた保険金の15%を違約金として、さらに保険金の20%を調査見積費用として支払うものとする。」

(3) 本件契約は、事業者である貴社が、消費者との間で締結する請負契約ですから、消費者契約法が適用されます。

そして、消費者契約法第9条第1号では、消費者契約を解除した場合に、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定または違約金の定めは、これらを合算した額について、「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効と定められています。

この点、前記(1)ア記載のとおり、本件契約書第4項によれば、工事の着工時期は消費者が貴社に請負代金を支払った後となるところ、前記(2)記載のと

おり、本件約款第11条第2項によれば、貴社が、かかる請負代金の未払いを理由に本件契約を解除する場合、工事の着工前であるにもかかわらず、請負代金相当額となる保険金の合計35%もの金額を支払うこととされておりますが、この時期に生じる貴社の平均的損害は、同金額には及ばないものと考えられます。

したがって、本件約款第11条第2項は、平均的な損害を超えた損害賠償額の予定及び違約金の定めであり、消費者契約法第9条第1号に違反する不当条項と解されますので、平均的な損害の額を超えた部分については無効です。

2 結論

以上の理由により、当機構は、貴社に対し、請求の要旨記載の措置をとることを請求いたします。

なお、本書は、消費者契約法第41条第1項に基づく差止請求ですので、本書面到達から1週間経過後に、本書に従った貴社の是正措置がなされていない場合には、後記裁判所に提訴する予定です。

Ⅲ. 訴えを提起する予定の裁判所

0.12.0
8-12

東京地方裁判所

以上

この郵便物は令和 3 年 12 月 6 日
第 74773 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。
日本郵便株式会社

郵便
3.12.6
8-12

郵便認証司
3.12.6

郵便
3.12.6
8-12

郵便
3.12.6
8-12